

平成30年第8回邑南町議会定例会(第5日目)会議録

1. 招集年月日 平成30年12月3日(平成30年11月21日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成30年12月14日(金) 午前 9時30分

閉会 午前11時17分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	種 文昭	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚
監査委員	森脇 義博				

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
4 番	和田 文雄	5 番	宮田 博

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成30年第8回邑南町議会定例会議事日程(第5号)

平成30年12月14日(金) 午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の討論、採決

議案第 91 号 邑南町税条例の一部改正について

議案第 92 号 邑南町研修施設条例の一部改正について

議案第 93 号 邑南町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

議案第 94 号 邑南町学校給食費条例の一部改正について

議案第 96 号 平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について

議案第 97 号 平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号について

議案第 98 号 平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について

議案第 99 号 平成30年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

議案第100号 平成30年度邑南町一般会計補正予算第7号について

日程第3 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第101号 指定管理者の指定について(邑南町研修施設)

日程第4 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発委第 3 号 過疎地小規模校の教育環境の維持・改善を求める意見書の提出について

日程第5 閉会中の継続調査の付託

日程第6 議員派遣について

平成30年第8回邑南町議会定例会議事日程(第5号の追加1)

平成30年12月14日(金)

追加日程第1 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第102号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第103号 平成30年度邑南町一般会計補正予算第8号について

議案第104号 平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について

議案第105号 平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号について

議案第106号 平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について

平成30年第8回 邑南町議会定例会(第5日目)会議録

【平成30年12月14日(金)】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

- 山中議長(山中康樹) おはようございます。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 山中議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。4番、和田議員。5番、宮田議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 議案の討論・採決

- 山中議長(山中康樹) 日程第2、議案の討論、採決。これより、議案の討論、採決に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、議案第91号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第91号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

- 山中議長(山中康樹) 全員賛成。したがって、議案第91号、邑南町税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第92号に対する討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

- 大屋議員(大屋光宏) 7番。

- 山中議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

- 大屋議員(大屋光宏) 議案第92号、邑南町研修施設条例の一部改正について、反対の立場で討論を行います。この改正内容は、邑南町研修施設である邑学館の使用料を月28,000円から34,000円にするものです。邑学館は、実質的に矢上高校の寮として使用されているため、邑学館の使用料は高校の寮費と同額です。研修施設の使用料の改定は、矢上高校の入寮生の寮費がいくら、いくらになるかという大きな問題です。現行の28,000円は、寮運営に掛かる経費から矢上高等学校教育振興会を通じた町の補助を引いた金額であり、寮生の実際に支払う金額です。しかし、今回改正する34,000円は、寮運営に掛かる経費から算出された寮費であり、町補助が無い場合の寮費です。質疑で質問しましたが、来年度の寮生への補助の方法、補助金額は未定であり、現在の段階で寮生の実質負担は不明です。寮生への支援は、矢上、あっ、すいません。寮生への支援は、教育振興会でどのようにするか決めるものであるとの説明もありました。しかし、教育振興会が行う矢上高校振興のための寮生への補助、バス通学者への通学支援の原資は町の補助金であり、会長は町長。事務局は定住促進課が行っています。教育振興会の理事会、総会は新年度の5月以降に開催され、予算も町が決めたものを基本に議論されることから、寮生への補助方法、補助金額を決めるのは実質的に町であります。矢上高校の寮生の寮費負担が上がることは、やむを得ないと考えますが、邑学館の利用料を改定するのであるなら、教育振興会からの補助方法、補

助金額も明確にして、実際の保護者負担を示して議論すべきであると考えます。また、邑学館の指定管理において、寮費設定は現行の28,000円で管理者の募集が行われました。指定管理料の基本は、電気代等の邑学館の維持費と食事を作る人の人件費です。寮費の改定は、指定管理料や明溪寮の管理料の財源と食事の材料費に対する影響が大きく、指定管理者の経営に直接関係するものではありません。ええと、以上のことから、邑学館の使用料の改定は、今議会で行う理由は無いと思います。3月議会において、新年度予算で矢上高等学校教育振興会の補助金額を明らかにし、実際の保護者負担がわかった上で邑学館の使用料の改定を議論しても遅くないと思われます。よって、私は今議会での邑学館の使用料の改定のための条例改正に反対します。

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

●辰田議員(辰田直久) 11番。

●山中議長(山中康樹) 11番、辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) 失礼いたします。ええ、議案第92号、邑南町研修施設条例の一部改正について、賛成に立場で討論いたします。当施設、邑学館はもともと町の様々な学生などの宿泊可能な研修施設として建設されたものと理解していますが、実質は、矢上高校の寄宿舎の機能として利用されているのが現実でもあります。そのような中で、今回この条例の中で、ただ1点、1か月の料金、28,000円が34,000円に改正しようとするものですが、これまで矢上高校の振興会を通じ町の支援も含めて、生徒確保や様々な学校魅力化に向けた対応がなされてきたのも事実であります。また、34,000円が高すぎるのか、28,000円からの上げ幅が大きすぎるのか、大きすぎるのかという議論もあるかもしれませんが、本来は一般的に誰でも利用できる施設であるとともに、今後寄宿舎としての利用人数の変化も考えられ、これも勘案しなければならないのかもしれませんが。そして、最近の経済、社会情勢を考慮すれば、料金変更も致し方ない点もあると考えます。ただ、今回指定管理の案件も出てくることから、この料金改定が指定管理者の決定による影響ではなく、あくまでも、特に食事提供の面で社会情勢を含めた食事内容の向上を考えたものでなければならぬ点もあると思います。生徒さんにより充実した寄宿舎生活を送れるようにすることも大切であります。そこで、指定管理者が決定すればその点に留意をいただき、当局との調整もお願いをしておきたいと思います。そして、一方では寄宿舎対応を含め、バス通学助成など、様々な学業成績向上のための事業も含め、町の事業、産業にタイアップした取り組みに力を入れている矢上高校でもあります。待遇ばかりを充実させて生徒を呼び込む矢上高校ではなく、設備や授業内容、部活動、そして寮や下宿も快適なもので矢上高校に行きたい、矢上高校に行かなくてはという高校にしていくことも重要だと思います。また、今後も経費や運営の面では、県や町の自治体、卒業生会や振興会を通じた学校当局、そして保護者、地元住民などが互いにシェアをしながら、一体となってやらなければならぬ実情もあると思います。ええ、最後になりますが、来年度の矢上高校に関する支援についての予算は、現時点では不明ですが、減額が決定されたものでもなく、逆に増額の可能性もある、必要性もある事案であると思っております。当局におかれましては、大幅な生徒の負担増にならないような寛大な予算編成も期待するところでもあります。以上、述べて参りました意味合いを踏まえ、そして反対の立場の議員の思いも受け止めた上で、議員各位の適切な判断をお願いし、賛成の立場での討論といたします。以上です。

●山中議長(山中康樹) 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第92号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手多数)
- 山中議長(山中康樹)** 賛成多数。したがって、議案第92号、邑南町研修施設条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第93号に対する討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 山中議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 山中議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第93号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)
- 山中議長(山中康樹)** 全員賛成。したがって、議案第93号、邑南町特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第94号に対する討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 山中議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 山中議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第94号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)
- 山中議長(山中康樹)** 全員賛成。したがって、議案第94号、邑南町学校給食費条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第96号に対する討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 山中議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 山中議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第96号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)
- 山中議長(山中康樹)** 全員賛成。したがって、議案第96号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第97号に対する討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 山中議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)
- 山中議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第97号に賛成の方の挙手を求めます。  
(挙手全員)
- 山中議長(山中康樹)** はい、全員賛成。したがって、議案第97号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第98号に対する討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第98号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第98号、平成30年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第99号に対する討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第99号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第99号、平成30年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第100号に対する討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第100号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

●山中議長(山中康樹) はい、全員賛成。したがって、議案第100号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第7号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決

●山中議長(山中康樹) 日程第3、町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決に入ります。議案第101号、指定管理者の指定について、を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第101号の提案理由説明をご説明申し上げます。これは、指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでございます。邑南町研修施設の指定管理者を、一般社団法人食と農人材育成センターに指定しようとするものでございます。詳細につきましては、定住促進課長から説明をさせますのでよろしくお願いします。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長

○三上定住促進課長(三上直樹) 議案第101号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。邑南町研修施設の指定管理につきましては、指定管理者の公募を行った結果、1団体から応募がございました。選定委員会において、事業提案を受け審査した結果、選定基準に合致していることを確認しました。審査結果を庁議に諮り、指定管理者の候補として最終決定し、本日提案させていただくものでございます。議案本文をご覧ください。記、

以下のところをご説明申し上げます。指定管理者を指定する公の施設の名称は、邑学館でございます。次に指定管理者となる団体の名称は、一般社団法人食と農人材育成センターでございます。指定管理者となる団体の所在は、邑南町日和1019番地3でございます。指定の期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日の3年間でございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

●山中議長(山中康樹) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。

～～～○～～～

●山中議長(山中康樹) これより、議案第101号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●大和議員(大和磨美) 1番。

●山中議長(山中康樹) 1番、大和議員。

●大和議員(大和磨美) ええと、この度、指定管理となる団体が、食と農人材育成センターということですが、ええと、こちらで、おそらく業務に当たれる人材として地域おこし協力を、の方々をさしているんだと思います。ええ、で、そこで、ちょっと2点質問があります。まず1点目、地域おこし協力隊ということは、国から活動費が、あのう、特交税の方で出てると思うんですが。これと邑学館の人件費との兼ね合いはどのようになるのでしょうか。それともう1点。研修生にあたると思います、地域おこし協力隊は。ええと、こちら、あのう、途中で辞められたりとか、そういうことも今までもありましたし、あのう、3年間指定管理の期間となっていますが。その間に増えることはいいんですが、減った場合にちゃんとまわるのかどうか、その辺を教えてください。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長

○三上定住促進課長(三上直樹) 失礼いたします。ええ、地域おこし協力隊が業務に当たるのではないかとということで、まず、その人件費は研修費との関係でどうなっているかというご質問でございます。あのう、こちらの方は研修とは別の時間帯を、この業務に当たられるということで。ええ、まあ、現時点では5名程度の研修生がプロパーの職員さんのお仕事を補完する形で、あのう、当たっていかれるという形になりますので。そこは、あのう、時間外というか、給与というかを出していかれる予定になっております。それから、あのう、ええ、まあ、5名の人間が当たっていく訳ですけども、これは、あのう、いわゆる3年生と言いますか、研修で言えば一番ベテランで、ええと、相当キャリアを積んだ方で、安定した方が当たっていただけるものというふうに考えておられるようでございます。で、まあ、ほかにも研修生はいらっしゃいますけれども、そういった方で充当されるという予定だそうでございますので、まあ、あのう、全体の中で言えば一部の人が当たっていくという形になりますので、あのう、先ほど言われたようなご懸念の部分であれば、まだ、回っていただける方は後ろには控えていらっしゃるのではないかとこのふうには思っております。

●山中議長(山中康樹) ほかに質疑はありませんか。

●中村議員(中村昌史) 8番。

●山中議長(山中康樹) 8番、中村議員。

●中村議員(中村昌史) ええと、あのう、邑学館の運営費について教えてください。あのう、現在の状況から指定管理になった時に、邑学館運営費について邑南町の負担分がどういうふうになるのか。その辺を教えてください。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長

○三上定住促進課長(三上直樹) 邑学館運営費に関してでございますけれども、邑学館に、あのう、現在投じております一般財源の平成29年度決算額は、ええ、46万4,000円、約でございますけれども、でございました。で、あのう、指定管理料を上限額で契約すると仮定するば、一般財源的には、ええ、約11万3,000円程度増額するものというふうに考えております。あのう、ただ平成29年、ええと、の年度の46万円には、県補助となる基本料金37万円が含まれておりますので、その意味では、まあ、一般財源が確実に増えるというのは48万円程度増額になるのではないかなと、まあ、いうふうに考えております。これは、まあ、今まで明溪寮側で支払っていた邑学館を含む清掃委託費と、ええ、本来邑学館側で負担すべき経費や外部委託化に伴う消費税負担等を加えることで、あのう、上昇を見込んでいる額でございます。

●中村議員(中村昌史) 8番。

●山中議長(山中康樹) 8番、中村議員。

●中村議員(中村昌史) ええと、金額についてはご説明をいただきましたが、ええと、この指定管理について、指定管理の契約はいつ行うのか。あのう、指定管理料はもう既に決まってるんだと思うんですが、ええ、その財源として、ええ、財源をどう確保して、どこでまかなって、その内に、まあ、今の説明でいう、言われると57万7,000円ですか。が、ちょうど負担分だということのようなんですけども。これは来年度予算なんじゃないかと思うんですが、指定管理の契約とその辺の予算執行であるとか、金額の確定をした根拠であるとか、その辺の流れがちょっとわかりにくいので、その辺を含めてご説明をいただきたいと思います。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長

○三上定住促進課長(三上直樹) 指定管理料につきましては、ええ、島根県から、まあ、今年度から島根県は、学校寄宿舎として町等が、あのう、所有しております施設を使ってやっている場合には、補助金をみなし寮として、補助金を出すということになりました。で、まあ、30年度はまだ、いわゆる実質負担額に対して実績として公布されますので、今現在いくらいただけるかっていうのはわかっておりませんけれども。あのう、31年度に向けて県と協議をして参りました。で、それによって人件費相当分と電気の基本料金の部分、すいません、光熱水費の基本料金に当たる部分については、県が補助金を交付するという形になっておりまして、その上限額と、ええと、先ほども申しました本来、邑学館の運営として、邑学館側が負担すべきお金の部分を、寮費として出ていた部分を57万7,000円相当をこちらの方に、指定管理料の方に、で計算をいたしまして、指定管理料に上限額を決めた上で指定管理者の募集を行っております。で、今回指定管理者が決定をいただければ、これから協定を結んでいくことになろうかというふうに思っております。まあ、その協定の中で、先ほども、あのう、ご承認いただきました、今度は34,000円という寮費ということになって参りますので、ええ、その辺りのことも含めながら、指定管理料がその上限の中でどうなっていくかということを協定の中で結んでいきたいという、確認をしていきたいというふうに思っております。で、契約は先ほどおっしゃっていただきましたように新年度予算でございますので、4月1日にそれまでの協定、協定締結に至る協議の中で確認をさせていただいた額で4月1日に契約をさせていただきたい、このように考えております。

●中村議員(中村昌史) 8番。

●山中議長(山中康樹) 8番。

●**中村議員(中村昌史)** はい、あのう、流れはわかりましたが。ええ、確定をしていないものの中で上限額を定めたということですが。ええと、来年4月までの間でこの条件が、条件にそごが生じる。ええ、上限額が確保できなくなる、というふうな可能性も無い訳ではないわけですね。で、そういった時に、ええ、今指定管理者をこう確定をしておいて、ええ、今から交渉をされる中で、この条件に合わなくなったんで、この指定管理については辞退をしたいとかっていうふうなことが出る可能性がありはしないかということを危惧するんですが、その辺についての考え方をお聞かせください。

○**三上定住促進課長(三上直樹)** 議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 三上定住促進課長

○**三上定住促進課長(三上直樹)** 指定管理者の募集要項の中には、ええ、あのう、この指定管理に関する、あのう、料金等もですね、4月、すいません、31年度予算を確定、議決いただいた上でないと確定するものではないということは、募集要項の中に明記をした上で募集をかけております。で、ただ、そらが確保できないから、ええと、指定管理を受託することを辞退するということをおっしゃるということは、先ほどの文面をもって無いのではないかとこのように考えております。

●**山中議長(山中康樹)** ほかに質疑はありませんか。

●**漆谷議員(漆谷光夫)** 6番。

●**山中議長(山中康樹)** 6番、漆谷議員。

●**漆谷議員(漆谷光夫)** ええと、産建の資料にもとづいて、ちょっと、あのう、質問しますが。ええと、評価のところで、人的な配置とか、献立について書いてあります。ええ、かねてから昼のべんとうについては、いろいろ私も申してきた経緯がある訳ですが。ええ、この点、この指定管理をする中で昼食については検討されたのか。個人的に思う訳ですが、ええ、大事な生徒、育ち盛りの生徒を預かるとる訳ですから、3食をとおして栄養バランスが整う。こういうことが必要ではないかと思いますが。検討されたのか、せんのか。指定管理者にそういうことを求めていくのか、いかないのか。この点についてお聞きします。

○**三上定住促進課長(三上直樹)** 議長、番外。

●**山中議長(山中康樹)** 三上定住促進課長

○**三上定住促進課長(三上直樹)** ええ、昼食を含めた栄養バランスについて、配慮がされているかどうか。また、これから求めていくかということだというふうに思うんですけども。あのう、私どもはこの指定管理に当たって、平日5日間分の食事、朝昼晩3食の提供というものを基本としながら指定管理の募集をかけて参りました。で、あのう、ご提案いただいた内容によりますと、ええと、まあ、昼食に関しても当然その栄養のバランスをはい、あのう、考慮した総合的なメニューとして出てきておりますので、そこは、まあ、評価していただいた各委員さんも、一定そういった配慮がされたものとして評価いただいたというふうに思っております。で、さらに、あのう、必要な部分があるようでしたら、今後の協議の中でも求めて参りたいというふうに思っております。

●**山中議長(山中康樹)** ほかに質疑はありませんか。

●**大屋議員(大屋光宏)** 7番。

●**山中議長(山中康樹)** 7番、大屋議員。

●**大屋議員(大屋光宏)** はい、本質的には先ほどの漆谷議員と同じなんですが。ええと、現況では、まあ、寮の食事が十分ではないっていう意見が多数あります。で、今回の値上げについても、値上げ分は寮の食事に回るんだろうという意識もすごくあります。で、その点を確認さしていただきたいんですけど。指定管理において、まあ、出されたメニューを見て栄養バランス等と言われましたが、逆に、あのう、町の方から指定として、1食あた

りの最低カロリーであるとか、ご飯の量が何グラム以上でおかずが何品、汁物を付ける付けない、デザートを付ける等の、最低限の食事の指定等有るのか無いのか。で、それがあれば、ええと、まあ、価格が上がれば、上がろうと無かろうというところもあるですが、わかりはいいんですが、その、まずそういう指定があるどうかを教えてください。ええと、それと全く別の話になってしまうんですが、中村議員も質問されたんですが、今回の指定管理において、かん、あのう、指定管理料が実際いくらであるとか、そういう議論っていうのは資料等も示されてないです。で、本来であれば、ええと、財源を確保して予算を付けるなり、債務負担行為をされれば良いと思うんですが、委員会で議論の中では今までも債務負担行為を取ってませんでしたって言われたんですが、取らなくていい理由を教えてください。2点お願いします。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長

○三上定住促進課長(三上直樹) ええと、1点目の、あのう、食事量につきまして、ええと、食事、すいません、ご飯の量とか、ええ、そういった指定があるかということでございませけれども。あのう、指定管理の募集の段階で、そういったものを示した上で、あのう、プロポーザルをしてくださいというふうには、募集要項の中では指定をしておりません。よって、あのう、その中味でどれだけのカロリー量があるということが示された訳ではございません。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長

○柳川企画財政課長(柳川修司) 失礼します。ええと、債務負担行為を取る必要が無かった理由についてでございますが。あのう、通常の、ええ、プロポーザル契約ですと、契約がすぐに行われるために、翌年度以降に向いての債務を負担する行為として債務負担行為が必要かと思えます。今回の案件につきましては、契約時期はあくまでも4月1日以降でございます。で、ええ、今から年度内に行うのはあくまでも協定書による協議ということであり、あのう、翌年度以降の債務を明確に負担する行為につながりませんので、ええ、現時点では債務負担行為は必要ないものというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●山中議長(山中康樹) 7番。

●大屋議員(大屋光宏) ええと、予算の立て方については理解が出来たと思います。わかりました。で、結局、あのう、まあ、どの金額でやった場合に寮の食事が高校生にとって十分かってあると思うんですが。今は恐らく、あのう、カロリー等指定が無いっていうことは、この金額でやった場合のメニューはどうですかっていう出し方なんだと思います。で、今後、要は寮の負担が上がった場合、まあ、34,000円になって実際の負担はいくらになるかは別ですけど。値上がり分は、まあ、みんなが思うように食事に回るのか。で、実際に食事に回した時にそれは、あのう、ええと、指定管理を受けた会社の考えであって、全て食事に回そうが、その分の利益、ある程度そこで利益を取ろうが、最低限のカロリーが決まっていなければ作り方は自由であるのか。あのう、ほんとにこう負担が増えた分が食事にきちっと回って、高校生が満足できる状態になるのかを、どこでそれを担保すればいいのかを教えてください。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長

○三上定住促進課長(三上直樹) ええ、今回の指定管理料の値上げにつきましては、すみません、あのう、邑学館の使用料の値上げにつきましては、ええ、あのう、実績である、3

年間の実績をもとに、まあ、平均どれぐらい、1人あたりお金が掛かっているのかというものを出した上で、ええ、まあ、指定管理を今後、外部委託をしていくという形で消費税のことも加味しながら、ええ、検討さしていただいて、あのう、出していただいたものです。まあ、それとほかにも、あのう、諸要因があつての値上げとなっております。従いまして全額が、ええと、食事の増額に回っていく訳ではございませんけれども、まあ、一定程度、食料費、食材費の確保に使われるお金の値上げは含まれてございます。で、結果として、ええと、金額的には、あのう、ええ、食事に対する経費の増額分も含まれておりますので、その分だけは食材の確保に使っていただけるお金は上がっていくものというふうに思っておりますが。議員ご指摘にありましたように、その寮生が満足行くような食事の内容であるか、そういうふうなものになっていくかという部分に関しましては、今後の協議の中でその内容については、詰めさしていただきたいというふうに考えております。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●山中議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ええと、なかなか説明が過去の実績に基づいて34,000円ですっていうと。現在の食事内容のままで実際に掛かる予算は、34,000円ですというふうに理解をする部分もあります。そうすると、値上がりをして実際に掛かる経費がこれだったんだよっていうことであれば、現状と何ら変わらなくても問題が起こらないのかもしれないし。ええと、高い料金を出す方にとっては、食事が悪いから高くなるんだよ。ええと、今までの料金で出来なかった部分のしわ寄せは全て食事に来たから、上がった分、全てが上がったもの、6,000円上がったものが全て食事に戻るとは理解はしないけれど、大部分は食事に戻るという理解があります。あのう、期待どおりのものを出さないと、やはり、こう保護者なり、生徒にとっては料金は上がったけど今と大して変わらないというのは不満が残るんだと思います。あのう、子どもたちの期待がどこにあるのかっていうのもきちっと把握していただいて、食事等のメニューを考えていただければと思います。で、併せてその、たぶん質問の中であって、きちっと答えられてないのが、お昼が今外部からの弁当ではあるが、これは指定管理になったということで、ええと、今までどおり寮で作られる、それも含めたメニュー、献立設定になるのか確認をさせてください。

○三上定住促進課長(三上直樹) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 三上定住促進課長

○三上定住促進課長(三上直樹) 今回、あのう、提案を受けた内容でございますけれども、あのう、ご提案いただいた内容は、3食の内、昼食については、あのう、外部委託を、第三者に外部委託をしたいという内容のご提案をいただいております。で、あのう、これは、まあ、町長が認める事項になりまして、一部外部委託という事項は、その指定管理者との協議の中でそれを正式に提案いただくと、あのう、それがしてもいいかどうかというのはこちらが認める事項ですので、正に、あのう、協議、これから協議していく内容になりますが、ご提案いただいた内容はですね、現状の契約をされているところもありますので、そういった地元業者全体への配慮も含めて継続をしたいというようなご提案をいただいておりますので。あのう、そういったメニューをまず見た上で、その上で全体のバランスをとったメニューの配置を考えるというご提案をいただいております。したがって、あのう、指定管理、今回応募された団体については、ええと、今は昼食については外部委託を考えておられるという会社であるということでご理解いただきたいと思います。

●山中議長(山中康樹) ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、質疑を終わります。

〜〜〇〜〜

- 山中議長(山中康樹) これより、討論、採決に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。議案第101号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第101号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

- 山中議長(山中康樹) 賛成多数、はい。したがって、議案第101号、指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ええ、議案の審議中ではございますが、ただいまから休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時25分とさせていただきます。

—— 午前10時10分 休憩 ——

—— 午前10時25分 再開 ——

〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜

追加日程第1 町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決

- 山中議長(山中康樹) 再開をいたします。ただいま、町長から、議案第102号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について。議案第103号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第8号について。議案第104号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について。議案第105号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号について。議案第106号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について。以上、議案5件が提出をされました。お諮りをいたします。議案第102号から議案第106号までの議案5件を、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題としたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議案第102号から議案第106号までの議案5件を、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

- 山中議長(山中康樹) 追加日程第1、町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決に入ります。議案第102号から議案第106号までの議案5件を、一括上程いたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

〜〜〇〜〜

(議案の上程・説明)

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

- 山中議長(山中康樹) 石橋 町長。

- 石橋町長(石橋良治) 議案第102号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、国の人事院勧告に伴う改正でございます。詳細につきましては、総務課長から説明させますので、よろしくお願いします。

- 服部総務課長(服部導士) 番外。

- 山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

- 服部総務課長(服部導士) 議案第102号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正に

ついて、ご説明をいたします。この度の改正は、人事院勧告に基づき、給料、手当などを改正するものでございます。なお、今回の改正においては、施行日の違いから、第1条と第2条に分けております。第1条は人事院勧告の改正について、第2条は一時金のうち期末手当の支給月数を6月と12月を同じ月数に、また第1条で勤勉手当について人事院勧告分を12月支給としたため、通常の6月と12月支給に戻すための改正でございます。まず、改正文をご覧くださいますと、初めが第1条、以下12枚めくっていただいた給料表の終わりまでが第1条となります。その下に第2条が次のページまでございます。また、その下に、附則をご覧くださいくと、第1項が施行日について、第1条を公布の日から、第2条を平成31年4月1日としております。第2項が第1条の適用日について、給料表に関する部分は平成30年4月1日とし、一時金に関する部分は平成30年12月1日としております。第3項については、これまで支給した給与は改正後の給与の内払いとするための規定です。それでは1枚めくっていただき25分の1ページの新旧対照表をご覧ください。まず、第1条分で、適用が平成30年4月1日と平成30年12月1日に関するものです。第9条の初任給調整手当は、第1号で医師の月数を500円、医師の月額を500円増額し41万4,800円に、第2号で欠員の補充が困難な職の月額を100円増額し5万800円にしております。第17条の宿日直手当は、200円増額し4,400円に、次の25分の2ページが、その最初が時間超過の場合について300円増額し6,600円にしております。次に、第20条の勤勉手当ですが、次の25分の3ページの最初の第2項第1号で、正規職員の率を12月分について0.05月分加算し100分の95に、第2号で再任用職員の率を0.05月分加算し100分の50に改正しております。次に、第5項は、懲戒免職、年度途中での退職などにおける期末手当の基準日と支給日について勤勉手当を引用する部分ですが、内容を明確にするため詳細な記述へ改正となっております。内容自体には変更はございません。次に附則ですが、次の25分の4ページをご覧ください、以下については今後新たに2項追加しております。この度の人事院勧告は、平成28年に実施しました給料表の総合的見直しにより、引き続き現給保障を受けている者がおりまして、これらの調整を行う必要があり行うものです。まず、第17項ですが、現在、現給保障を受けている者で、給料表の改正後も引き続き現給保障を受ける者であって、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、給料表の改正前と改正後の差額を支給するとしております。なお、条文中段にございます黒丸は、この改正条例を公布する際に付与する条例番号で、公布の時番号に入れ替えますのでご承知おきください。次の第18項については、同じく現在、現給保障を受けている者で、給料表の改正により、平成30年4月1日、あるいは平成31年1月1日から、現給保障を受けなくなる者については、平成30年4月1日から同年12月31日までの間、給料表の改正前と改正後の差額を支給するとしております。次の別表第1は、国の給料表に応じた給料表の改正となり、10枚めくっていただいた25分の25ページまで続きます。続いて、1枚めくっていただいた4分の1ページが、第2条に関するもので、施行日を平成31年4月1日とするものでございます。第19条第2項の正規職員の期末手当の支給率については、これまでは6月支給分が100分の120、12月支給分が100分の140となっていました。この度の人事院勧告で6月と12月の支給をそれぞれ同じ100分の130になったための改正でございます。次の4分の2ページ、第3項は再任用職員の期末手当の支給率について、同様に、6月支給分の100分の65、12月支給分の100分の75を、6月12月ともに100分の70に改正するものでございます。次に、第20条の勤勉手当につきましては、前にご説明いたしました人事院勧告による勤勉手当の0.05月分の加算について、すべて12月支給として処理することにしましたので、来年度以降、

6月と12月に振り分ける必要があり改正するものでございます。4分の3ページをご覧ください第2項第1号が正規職員分で100分の92.5に、第2号が再任用職員分で100分の47.5に改正をしております。以上、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第103号から議案第106までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第103号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第8号は、歳入歳出それぞれ562万2,000円を追加するものでございます。次に、議案第104号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ18万円を追加するものでございます。次に、議案第105号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加するものでございます。次に、議案第106号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ18万6,000円を追加するものでございます。以上、詳細につきましては、企画財政課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議案第103号から議案第106号までのご説明を申し上げます。今回の補正は、人件費を計上しております会計において、本年の人事院勧告による月例給の改定を本年4月に遡っての適用並びに勤勉手当0.05月分の改定及びその他の手当の改定等により、職員給与費等人件費を追加するものでございます。4議案ございます。それではまず議案第103号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ562万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を121億5,745万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。17款繰入金2項基金繰入金でございます。財政調整基金の繰入金を562万2,000円の追加とするものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款議会費1項議会費から2款総務費3項戸籍住民基本台帳費まで、それぞれ職員給与費を追加とするものでございます。8ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費から同じく3款民生費の2項児童福祉費まで、それぞれ職員給与費を追加とするものでございます。なお、3款民生費1項社会福祉費の1目社会福祉総務費では、005国民健康保険事業特別会計繰出金を18万円の追加とするものでございます。10ページをお開きください。4款衛生費1項保健衛生費から6款農林水産業費1項農業費まで、それぞれ職員給与費を追加とするものでございます。なお、4款衛生費1項保健衛生費の1目保健衛生総務費では、005下水道事業特別会計繰出金(生活排水等)を2万4,000円の追加と、同じく1目保健衛生総務費では、006直営診療所事業特別会計繰出金を5万1,000円の追加と、6款農林水産業費1項農業費の5目農地費では、006下水道事業特別会計繰出金(農業集落排水)を5万5,000円の追加とするものでございます。12ページをお開きください。6款農林水産業費2項林業費から8款土木費2項道路橋りょう費まで、それぞれ職員給与費を追加とするものでございます。なお、8款土木費1項土木管理費の3目下水道費では、001下水道事業特別会計繰出金(特定環境保全公共下水道)を10万7,000

円の追加とするものでございます。14ページをお開きください。同じく、8款土木費2項道路橋りょう費から9款消防費1項消防費まで、それぞれ職員給与費を追加とするものでございます。16ページをお開きください。10款教育費1項教育総務費から10款教育費3項中学校費まで、それぞれ職員給与費を追加とするものでございます。18ページをお開きください。10款教育費4項社会教育費も職員給与費を追加とするものでございます。一般会計は以上でございます。

続きまして、議案第104号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号でございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ18万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を14億4,713万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。先ほど一般会計の歳出でご説明いたしました一般会計繰出金、こちらのほうでは一般会計繰入金でございますが18万円の追加とするものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費1項総務管理費の職員給与費を18万円の追加とするものでございます。国民健康保険事業特別会計は以上でございます。

続きまして議案第105号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号でございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億8,327万8,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。先ほど一般会計の歳出でご説明いたしました一般会計繰出金、こちらのほうでは一般会計繰入金でございますが5万1,000円の追加とするものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款総務費1項施設管理費の職員給与費を5万1,000円の追加とするものでございます。国民健康保険直営診療所事業特別会計は以上でございます。

続きまして議案第106号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号でございます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ18万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億2,406万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。予算に関する説明書の4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。先ほど一般会計の歳出でご説明いたしました一般会計繰出金、こちらのほうでは一般会計繰入金でございますが18万6,000円の追加とするものでございます。6ページをお開きください。歳出でございます。1款衛生費1項清掃費から3款土木費1項下水道費まで、それぞれ職員給与費を追加とするものでございます。以上、4議案について地方自治法第96条第1項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひします。

～～～○～～～

(議案の質疑)

- 山中議長(山中康樹) これより質疑に入ります。はいじめに、議案第102号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
- 亀山議員(亀山和巳) 12番。
- 山中議長(山中康樹) 2番、12番、亀山議員。
- 亀山議員(亀山和巳) はい、この度のこの補正は、先ほども説明がありましたように、国

の人事院勧告による、あのう、特に、ええ、初任給と勤勉手当の補正になろうかと思いますが。ええ、説明の中にありました人事院勧告によりということがありますが、人事院勧告は、この邑南町、地方の地方自治体のこの給与にまで言及して人事院は勧告したものであるかどうかということと。それから、ええと、勤勉手当の支給に当たっては、これまで平成26年の地方、地方公務員法の改正から、平成28年からこれに、あのう、人事評価制度、これが、あのう、勤勉手当の支給には義務化されておると思いますが。本町では、その人事評価制度が的確に反映されて、今おるものかということと。うん、この勤勉手当というものは、6月に任期付短時間職員の給与の補正がありましたが、この勤勉手当というものは、短時間勤務職員へは適用がなるのかどうかがあるが、その3点をまず教えてください。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) はい。ええ、まず人事院勧告についてですけれども、国の行います、また、これ人事院が行いますけれども、この勧告につきましては、あくまでも国の職員についての人事院勧告でございます。ええ、多くの自治体におきましては、これを使用しておりますけれども、あのう、規模の大きい都道府県、あるいは政令指定都市もそうでしょうけれども、自分で官民格差を調査しながら、人事委員会をもってですね、その自治体の人事委員会をもって勧告を行うケースもあります。本県でしたら島根県が同様の措置をしております。多くの自治体につきましては、ええ、それほどの、まあ、調査力もありませんし、これまでもどの自治体も国の給与表を使用しておりますので、今後の勧告後の処理についてもですね、その運用についても国の人歓どおり行うことによって、間違いなく運用できていくという意味合いをもってこれを使用させていただいてきて、これまでもおります。次に勤勉手当についてですが、あっ、人事評価ですね、はい。ええ、あのう、これは計画的に人事評価はですね、進めて行くものですけれども。あのう、まあ、本町の場合は、やっとその評価そのものがですね、やっとな落ち着いたように思っております。これは、本町の場合はあくまでも3段階を考えておりまして。まずは、昇格をさせる、任用させるためのですね、あのう、一つの手法として利用しとります。その他に考えられますのは、言われました勤勉手当への波及、あるいは昇級への波及、ということが今後とも考えられますけれども、これは計画的に行っていくよう県の方にも報告しております。あくまでも、今現在は、あのう、やっとな着了した段階です、制度そのものが本町の場合は着了した場合です。県内においてもそうですけれども。ええ、着了をした段階ですので。今のところ昇格の任用基準においてですね、あのう、参考とさせていただいておるというのが今の段階でございます。それと、ええ、任期付短時間職員のものですけれども、これも、あのう、一時金を支給するよう今年の6月議会の方に改正をお願いして、支給が出来るようになっておりますけれども、これは直接、これに波及するものではございませんでして、また改めて、あのう、職員のみなさんともお話をしながら考えていく必要があろうとは思いますが、直接波及するものではございません。よろしいでしょうか。

●亀山議員(亀山和巳) はい。

●山中議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええ、人事院勧告の対象についてはわかりました。それで、2番目の、ええと、人事評価はこれに反映されとるかということについては、今の説明では、今支給しておる勤勉手当には、人事評価は、あのう、反映されとらんという答弁だったと思いますが。これは、これまでの、さっきも言いました平成28年度から人事評価を、この、うんと、勤勉手当に、で、あのう、反映させなさいということが義務化されとる思うんです

が。いうことは今の、本町でのあれは、勤勉手当は、勤務月数とかそれに応じて一律に勤勉手当が支給されておると理解してよろしいでしょうか。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) ええ、多くの自治体におきましては、あのう、同じような次期にこれが始まっておりますので、ええ、段階的に、あのう、その運用を行うようにという総務省からの指導もありますので、うちの方としましては段階的にこれを行っていくというふうに計画をしております、県の方をとしまして総務省の方にも報告をしておる次第でございます。

○服部総務課長(服部導士) もういち問。すいみません。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) ええ、少し足りませんでしたけれども、あのう、この運用の中には、申しましたように3点ございまして、一つは昇格任用の基準で運用しなさいと。それ、その次が、あのう、勤勉手当の方に運用しなさいと。それともう一つが昇級、定期昇給のところで運用しなさいと、いう3点について運用するように指導が来ております。それについては、あのう、その制度の熟度によってですね、早期に進めて行くようにという指導が来ておりますので、ええ、段階的にこれを進めていくというふうに計画をしております、県の方にもそのことをお願いしております、今現在、言われます勤勉手当については、まだ実質の運用とはなっておりません。申しましたように、あのう、国の総務省の指導の方もそうとなっておりますので、制度的にも問題ないものと思っております。

●山中議長(山中康樹) ほかに質疑はありませんか。

●大屋議員(大屋光宏) 7番。

●山中議長(山中康樹) 7番、大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) ええと、職員の給与の改定です。あのう、基本的なやり方等について、ああ、すいみません、基本的なやり方等につきましては、あのう、今までどおりであってこのこと自体が、まあ、悪いことではないです、あのう、ルールに基づいた昇級などの改定なので、問題は無いとは思っています。ただ、あのう、給食費の値上げであるとか、様々な町民負担を求めて行財政改革をしている中で、まあ、町民感情としては不満が残る部分があるんだと思います。その不満っていうのは、人件費が、を上げなきゃいけないっていうのをみなさん一緒です、そのさく、昨日私も一般質問したとおり、ええと、売上げを維持するためには、あのう、消費者からのニーズ、掛かる経費っていうのはどんどん、どんどん上がっていきます。何かをしなければ売上げは確保できない。あのう、人件費も上げなければいけない。それでやっと今の経営が維持できるっていう状態であって、そのためにどこから財源を捻出するかっていうと新たな取り組みをするか、苦しみながら何らかの改革をするか、自ら身を切るか。何かをしてやっと経費を捻出している。しなければいけないことをしている訳です。じゃ、それを思った時に感情的に町は何かを苦しみ、どうやってこの財源を捻出してやっていくとしているのか。何かの努力をしている姿が見えない以上、理解がされにくいんだと思います。ルールとしては認めざるを得ないけれど、受け入れるかっていうと受け入れがたい。じゃ、町が模範的にあれだけ苦しんでやっていくっていう姿が見れば町民もがんばれるところはあるんですが。じゃ、この財源にしても今回は、あのう、貯金の単純なくり、財調の切り崩しです。あのう、現時点で町が行財政改革として、自ら努力をしている部分、身を切っている部分があったら教えてください。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) ええ、これまでの、あのう、行革にかいする、関する答弁の中でもお話しをして参りましたけれども。ええ、これまで、職員の給与に関する分につきましては、平成28年から給与表の総合的見直しをしておりますして、先ほどの改正の中の附則のところでもお話しをしましたが、現級補償というのは、あのう、昇級がカット、昇級をストップしているものがたくさんございまして、それによって、あのう、一応は行革の方に努めておるということは、まあ、今現在もこれを進行しておりますし。またその時にもお話しをしませんでしたけれども、実際はもう一つ取り組んでおり、おることがありまして、それは国の方で扱っております地域給に関する是正を現在もまだ続けております。よって、二つのものを今現在進めておりますして、国の地域給による是正分、そしてもう一つが給与表の総合的見直しによる是正、これ二つをげ、現在も行っておりますして、そのことが反映されているものだと私は思っております。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●山中議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) あのう、給与自体に対しては、あのう、手当等については、ええと、自助努力なり、その昇級のストップであるとか、地域給については抑えている。まあ、総額をそういうことで若干ではあるけれど抑えているということだと思いうんですけど。それ以外にやっぱり、町の運営としてどうやって経費全体を抑えるのか。その最低限必要となる運営のための経費をどこから捻出してくるのか。そういう、具体的に言えば、例えば需用費を昨年に対して何割カットして今年は運用しているとか。旅費に対してもどういう努力をしてカットしてきているとか。やはり、こう目に見えるものがあればいいとは思いうんですが、そういうものがあるかどうか教えてください。

○服部総務課長(服部導士) 番外。

●山中議長(山中康樹) 服部総務課長。

○服部総務課長(服部導士) ええ、まあ、あのう、これまでの行革のお話しの時にも若干触れた部分もありますけれども。ええ、現在、あのう、認定をしていただきました行財政、行財政改善計画の中でも触れておりますけれども、ええ、一つはですね、あのう、全体の業務をですね、すでに整理をしていて、全体の、あのう、規模、行政の規模そのものを縮小していくという考え方に一つ立っております。そのために、まあ、あのう、整理をしながら全体の人員と共に人件費も縮小さしていくというのが一つの狙いでもございます。ただ、それがすぐに、あのう、経費につながるかというとそこまではまだ行きませんので。ただ、まあ、あのう、この春からも予定をしておるものもございますので、これまた、ちょっとまだ申し上げられませんが、予定しておるものもございますので、ええ、またご理解をいただければと思っておりますし、実際に捻出する経費につきましても、これは当初予算の査定の段階でも、あのう、あつ編成方針の中の話でも企画財政課長話をしておりますけれども、全体の経費についても一応、あのう、最初に立ち戻ってほんとに必要な経費だけを計上していこうという努力もしております。また、旅費の関係につきましても、ええ、なるべく縮小するようというふうに常日頃から職員にも投げかけておりますので。それが実行されておるものと思っております。まあ、実際の行革に対する効果の出る経費につきましては、また今後当初予算にもまた盛り込まさしていただいて、実質書きます実施計画の中にもそれを取り上げてですね、皆様方にも見ていただいて、ええ、その審議をしていただいて反映をさしていただければと思っておりますので、よろしくお願ひします。

●大屋議員(大屋光宏) はい。

●山中議長(山中康樹) 大屋議員。

●大屋議員(大屋光宏) はい、あのう、もう完全に感情論ではありますが。あのう、要は町内企業なり、事業者、農業者もそうですが、あのう、町のように簡単に価格転嫁をすることができないです。あのう、価格は維持したまま何かを苦しみながら経営を維持しなきゃいけない。あのう、町が今こういう努力をされてますって言われたんですが、痛みを伴う、町自身が苦しんでいる姿が見えない。もっともって苦しんで、経費節減するなり何かを生み出さないと町民はこれを受け入れることは出来ないんだと思います。あのう、町内事業者と、以上の苦しみをやはり町が感じて、そしてこういうものを出して、出さなければもう感情論でっていうのはほんと申し訳ないですけど。やはり、こう議会の立場も問われるし、町自体の立場も問われるんだと思います。まあこういうことであれば議会も要らないよっていう、思う町民もいると思います。で、それらを含めた時にもう少し、やはり苦しみをもって、痛みを伴ってきちっとしたぎょうぜいさいかく、行財政改革をしていかないと。あのう、町民だけに痛みを伴う、自分たちの給料を上げるっていうのはほんとに感情論であるけれど受け入れがたいのかなと思います。もう少し、痛みをもって、苦しみをもって進めていただきたいと思います。

●山中議長(山中康樹) ほかに質疑はありませんか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いですので、議案第102号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第103号から議案第106号までの質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。はじめに、議案第103号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いですので、議案第103号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第104号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いですので、議案第104号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第105号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いですので、議案第105号に対する質疑を終わります。続きまして、議案第106号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いですので、議案第106号に対する質疑を終わります。以上で、質疑は終了いたしました。

～～～○～～～

(議案の討論・採決)

●山中議長(山中康樹) これより、討論、採決に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、議案第102号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 12番。

●山中議長(山中康樹) 12番、亀山議員。

(亀山議員登壇)

●亀山議員(亀山和巳) 本案件に対しまして反対の立場で討論いたします。ええ、私がここに、討論に立つべくまでもなく、先ほどの質疑の方でしっかりその反対討論のようなこと

は、あのう、聞かしていただきました。しかし、私はここでもう一言添えたいのは、ええ、人事院勧告に伴うこの職員給与の改定というその理由の根本を、人事院勧告に任してしまうこれまでの慣例どおりのやり方をやはり踏襲するという考え方には、まずもって賛成できません。言いますのは、昨日の一般質問の中でもありました、既存の事業でもしっかり一から見直して積み上げていって、あのう、予算へ反映させるということもあるのにこの給与に対しては、国が示した人事院勧告だけをもとに、あのう、これまでどおりの方式で進められていくということは、ええ、町民に対して理解を得られるものではないと思います。これまで、あのう、本町が進めてきました町づくりについては、特に私ども議員としては、町民目線でこの行政を考えていく中で、ええ、本町の現状は今、合併特例債の、ああ、特例期限切れで交付税は減額され、財政状況は厳しくなる一方であります。特に3次となる行財政改革については、これは当然痛みを伴う改革となります。双方、町民の方も行政の方も、お互いに痛みを伴う改革でなければならないはずなのに、先ほど採決しました議案94号の学校の給食費の値上げは賛成いたしました。これは町民に対して痛みを伴うものであります。また、町営施設の改修についても予算がすく、無いということではなかなか進まない状況。ほいで、今後想定されるのは、いろんな補助金の見直し等も考えられる中で、人事院勧告に伴う給与の改定ということだけで町民の理解は得られないと思います。やはり、私たち議員は町民目線でこのことを判断しなければならないと思います。ほいで、公務員の給与にしても、税金を原資で、原資としておることを肝に銘じて、もし給与へ、を上げるなら町民税を上げるのをリンクさせる、そのぐらいな気持ちで町民に対する負担を考えなければならないのではないかと思います。このねん、あのう、年末調整はさかのぼって、4月にさかのぼって支給もされたりすると思いますが、それを期待しておる職員のみなさんには大変申し訳ありませんが、やはりここは、今の行革を進めるこの邑南町にとっては、もっと慎重に討論し、検討して進めるべきと考え、この度の条例改正は見送るべきと考える立場から、本条例に、ああ、本条例改正には反対の立場をこの議会も示すべきと思います。どうか皆さん方の、あのう、ご賛同を得られますようお願いいたします。

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第102号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●山中議長(山中康樹) 賛成多数。したがって、議案第102号、邑南町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第103号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第103号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●山中議長(山中康樹) 賛成多数。したがって、議案第103号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第8号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第

104号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第104号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●山中議長(山中康樹) 賛成多数。したがって、議案第104号、平成30年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第105号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第105号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●山中議長(山中康樹) 賛成多数。したがって、議案第105号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第106号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第106号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●山中議長(山中康樹) 賛成多数。したがって、議案第106号、平成30年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●山中議長(山中康樹) 日程第4、委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。発委第3号、過疎地、過疎地小規模校の教育環境の維持・改善を求める意見書の提出について、を議題といたします。提出者の説明を求めます。

●中村総務教民常任委員長 8番。

●山中議長(山中康樹) 中村総務教民常任委員長。

(委員長登壇)

●中村総務教民常任委員長 発委第3号を提出させていただきます。発委第3号、平成30年12月14日。邑南町議会議長、山中康樹様。提出者、総務教民常任委員会委員長、中村昌史。過疎地小規模校の教育環境の維持・改善を求める意見書の提出について。上記議案を、別紙のとおり会議規則第13条第3項の規定により提出します。提案理由でございますが、意見書の朗読をもって、説明に代えさせていただきます。次ページをお開きください。過疎地小規模校の教育環境の維持・改善を求める意見書。過疎化が進行する地方において、持続可能な地域社会を形成する上で、小中学校に期待される役割には大きなものがある。一つは、地域の将来を担う子どもを育てることである。地域と学校が一体となって子どもの成長を見守ることが求められている。本町には8校の小学校と3校の中学校が存在するが、8

校の小学校区と12公民館を中心に地域学校に取り組み、地域の文化・伝統・歴史などを子ども達に伝えながら、子どもの成長を見守っている。また、小学校のある地域では、学校の存在そのものが地域の核となっている。学校行事への参加などの文化的な面だけでなく、災害時の避難場所となるなど、精神的な核ともなっている。このような中、児童生徒数の減少に伴い、事務職員が配置されない、または配置しないことが検討される学校や、養護教諭を配置しないことが検討される学校が発生してきた。また、子ども読書活動推進事業については、町に交付される地方交付税を県補助金の一部に充当するよう求められ、実質的に県補助率が低減されようとしている。町負担額が増えれば、学校規模によって学校司書の配置基準に格差が生じることも懸念される。増額された交付税は、学校司書の配置基準の拡充に当てべきものである。本来、学校によって子どもの教育を受ける環境に格差があってはならない。このことについて、教職員を配置する、或いは子ども読書活動推進事業を進める県の役割には大きなものがある。これは、9月県議会一般質問に対する知事、教育長の答弁からも明らかである。また、働き方改革が議論される中、教職員の負担増につながるものがあってもならない。よって、県及び県教育委員会に対し下記の事項の実現について強く要望する。記、1. 事務職員の配置については、日貫小学校への配置を旧に復し、市木小学校への配置を継続すること。2. 養護教諭の配置については、日貫小学校、阿須那小学校、羽須美中学校への配置を継続すること。3. 子ども読書活動推進事業については、県補助率を拡大し、学校司書の配置区分についても拡充、統一を図ること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年12月14日、島根県邑南町議会。意見書の提出先でございますが、島根県知事と島根県教育長に提出しようとするものでございます。

- 山中議長(山中康樹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) はい、無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

- 山中議長(山中康樹) これより討論に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第3号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手が、全員か、多数か、確認)

- 山中議長(山中康樹) 全員賛成・賛成多数)したがって、発委第3号、過疎地小規模校の教育環境の維持・改善を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 閉会中の継続調査の付託

- 山中議長(山中康樹) 日程第5、閉会中の継続調査の付託について、を議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続調査に付することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これ

を閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 議員派遣について

- 山中議長(山中康樹) 日程第6、議員派遣について、を議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会会議規則第126条の規定により、お手元に配布のとおり、議員を派遣したいと思います。これに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

- 山中議長(山中康樹) 以上で、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成30年第8回邑南町議会定例会を閉会といたします。

—— 午前11時17分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員